

特第 2148 号  
令和 2 年 3 月 30 日

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立特別支援学校における臨時休業の実施等について（通知）

このことについて、令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」を受け、令和 2 年 3 月 24 日付け高第 5851 号教育長通知「県立学校における教育活動の再開等について」により県立学校の教育活動の再開について、必要な検討、準備を進めるよう通知したところです。

県教育委員会では、県内の感染拡大防止、子どもたちの安全・安心な生活の確保の視点から、県立学校については 4 月 6 日以降、2 週間程度臨時休業とすることとし、この方針は、本日開催された「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議」において、了承されました。そこで、県立特別支援学校における教育活動については、次のとおりとすることとしましたので通知します。

I 全県立特別支援学校は、春季休業終了日の翌日から 2 週間程度臨時休業とする。臨時休業期間中は、幼児児童生徒（以下「児童生徒」と言う。）の学習保障のため、4 月 6 日の週及び 4 月 13 日の週に、学年別等による登校日を設け、学習課題を課す等の必要な連絡、指導を行う。

その後、状況の推移を見定めながら、学校再開に向けて、時差通学や短縮授業など、教育活動を段階的に再開していくことを検討する。

II 入学式は、令和 2 年 2 月 26 日付け総第 3428 号教育長通知通り、規模縮小や時間短縮等の感染防止策を講じて実施する。遠足や修学旅行等の他の行事については、当面、原則として延期又は中止する。

III この方針については、今後の本県の感染状況及び国の専門家会議の意見による対応等により、変更する場合があります、その際は速やかに通知する。

※ 上記 I、II の留意事項については次のとおりとする。

特別支援学校には、基礎疾患がある児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒など、感染すると重症化するリスクが高い児童生徒が在籍しているほか、障がいの状態を踏まえた、丁寧な対応が必要な児童生徒も在籍している。登校日等の際には、全ての児童生徒の安全を優先した対応が必要である。

そこで、各学校においては、児童生徒の在籍者数、障がいの状況、通学方法、施設設備、関係する医療機関や福祉事業所等の状況を踏まえた検討を行い、万全の措置を講じる必要がある。

《臨時休業実施の趣旨を踏まえた児童生徒への指導について》

○新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

○自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

《登校日等の実施に当たっての留意事項》

## 1 感染症対策

### (1) 基本的な感染症対策

○感染源を絶つ …発熱等の風邪症状のある者の自宅休養の指導を徹底する。毎朝、各家庭で検温させ、その状況、風邪症状の有無を確認する。自宅で検温していない児童生徒については、保健室等で検温させる。

○感染経路を絶つ…手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底する。ドアノブ等については消毒液を使用した清掃を実施する。

○抵抗力を高める…十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事について指導する。

### (2) 集団感染のリスクへの対応

○換気の徹底 …教室等は常に換気する。(可能な場合は2方向の窓を同時に開放)

○マスクの使用…学校では人の密度を下げることには限界があり、近距離での会話や発声等も必要なことからマスクの装着を指導。

※集団感染発生のリスクを高める三つの条件が同時に重なる場を回避すること

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底</li><li>② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮</li><li>③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える</li></ul> |
|--|

## 2 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への対応

医療的ケアを必要とする児童生徒の中には、呼吸の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化するリスクが高いことから、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医、担当医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき、個別に登校の判断をする。

また、基礎疾患等があることにより、重症化するリスクが高い児童生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校を判断する。

医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒と接する機会がある教職員においては、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められる。

## 3 登校日の日数、登下校の時刻等

新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえ、令和2年4月6日の週及び4月13日の週に、児童生徒がそれぞれ1日程度登校できるよう、登校日を設定する。

入学式及び登校日等の登校時刻については、各学校のスクールバスの運行状況を踏まえ、バス乗車時間の短縮及び公共交通機関を利用して通学する児童生徒の感染リスクを低減するため、時間の繰り下げを基本とする。

下校時刻については、通勤等のピーク時間帯をはずして感染リスクを低減するとい

う趣旨から短縮日課とすることを原則とするが、放課後等デイサービスなどの福祉サービスの状況等も考慮し、放課後の児童生徒の安全を確保できるよう、各校において適切に定めることとする。

登校日にあっては、教室等の窓は、児童生徒の安全体制を確保した上で開放し、密閉空間としない。

各学校の実情に応じて、特別教室、選択教室等を活用して可能な限り少人数により実施する。

#### 4 学習指導

児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえて、必要に応じて家庭学習のための課題等を課す等の必要な対応を行う。

#### 5 登校日等の通学手段

##### (1) スクールバス

臨時休業期間中は、入学式、登校日に、スクールバスを運行する。その際、スクールバス乗車予定の児童生徒をあらかじめ把握し、乗車する児童生徒がいない場合は、バス委託業者と調整の上、バスを運休することも可能とする。

スクールバスは、一定時間、多くの児童生徒が手の届く距離に同乗することから、窓から顔や手を出さないなどの安全を確保した上で換気を行うとともに、乗車にあたっては、保護者による児童生徒の検温を含む健康観察を確実にを行い、乗車前に確認を行うこと。その際、発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう、保護者への依頼を徹底すること。なお、保護者の協力が得られる場合は、保護者による送迎をお願いすること。

スクールバスの運行委託業者には、別途県教育委員会から、感染予防に関する取組の徹底について依頼する。

##### (2) 公共交通機関

公共交通機関を利用した通学については、通勤等のピーク時間帯をはずす時差通学を実施することを原則とする。ただし、通学経路の交通事情や障がいの状況により、時差通学をすることが難しい場合には、個別に対応を検討する。

#### 6 学校給食

学校給食については、学校毎に在籍する児童生徒の障がいの状態や、食堂などの喫食場所の利用状況も異なることから、各校において安全体制を整えて実施する。

臨時休業期間中は、登校日毎に、事前に食数を把握して、不足のないようにする。

実施に当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づき、調理作業や配食等を行うよう、改めて徹底すること。児童生徒及び職員の食事の前の手洗いを徹底することとする。

喫食場所として、食堂を利用する場合は、利用時間帯の調整や、食堂以外の喫食場所を検討し、多くの人が手の届く距離に集まらないよう配慮すること。

教室で喫食する場合は、児童生徒の机をつなげず、児童生徒間の距離をとり、会話を控えることを原則とする。ただし、食事介助の指導体制などの理由により、児童生徒間の距離をとることが難しい場合には、可能な限り児童生徒が向き合わないよう座席配置を工夫すること。

また、食物アレルギー対応や食形態など、一人ひとりの児童生徒に必要な配慮につ

いて、確実に対応すること。

## 7 学校行事の実施

入学式については、規模を縮小して実施することとし、出席者は入学児童生徒とその保護者に限ることとする。その際、時間短縮などの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる。

児童生徒全体に連絡をする場合には、体育館等を集めず、時間短縮、参加者の分割、実施場所の変更、教室で放送等を用いた実施など、各校の実情に合わせて、適切な感染防止の措置を講じて実施する。

## 8 寄宿舎

臨時休業期間中は、閉舎する。

## 9 部活動

部活動については、臨時休業期間中に実施しないこととする。

## 10 海外から帰国した児童生徒への対応

次の児童生徒は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ、登校させて構わないこと。

- ・帰国した日の過去14日以内に、「『検疫強化対象地域』に、当該地域が『検疫強化対象国』として追加された日」以降の滞在歴がある児童生徒
- ・帰国した日の過去14日以内に、「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴がある児童生徒

\*なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので、外務省及び厚生労働省のホームページ等により、最新の情報に注意すること

<対応例>

- ・児童生徒及びその保護者に丁寧に説明し、理解を得る 等

## 11 不安を抱える児童生徒への対応について

児童生徒の状況を適切に把握し、新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱える児童生徒がいる場合には、必要に応じて教育相談を行うなど組織的に対応する。

新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見によるいじめが発生することがないよう、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針等に則り、適切に対応する。

## 12 連絡体制の確立について

各学校の実情に応じて、保護者に連絡できる体制を整える。

## 13 学校施設開放について

概ね4月中は通常どおりの教育活動が行われない状況であることを踏まえ、学校施設開放については4月中引き続き中止することとし、その旨を利用団体に丁寧に説明する。

## 《臨時休業期間中の「居場所」の設置》

### 1 「居場所」について

特別支援学校については、幼児、児童、生徒の個々の事情に応じて、学校の教育活動とは別に「居場所」を学校に設ける。

### 2 「居場所」の設置に係るスクールバス及び給食の実施について

「居場所」の設置にあたっては、スクールバスを運行し、給食については可能な限り提供する。

### 3 「居場所」の感染症対策について

「居場所」の設置にあたっては、《登校日等の実施に当たっての留意事項》「1 感染症対策」に示したことを確実に行之、万全を期すこと。

#### 問合せ先

##### (1 感染症対策について)

保健体育課

保健安全グループ 赤澤、利波

電話 (045)210-8309 (直通)

(2 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への対応、3 登校日の日数、登下校の時刻等、4 学習指導 5 登校日等の通学手段、7 学校行事の実施、8 寄宿舎、10 海外から帰国した児童生徒への対応、11 不安を抱える児童生徒への対応、12 連絡体制の確立、臨時休業期間中の「居場所」の設置について)

特別支援教育課

教育指導グループ 荒井、立花

電話(045)210-8276 (直通)

##### (6 学校給食について)

保健体育課

調整給食グループ 田中、安田

電話 (045)210-8305 (直通)

##### (9 部活動について)

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、小松

電話 (045)210-8309 (直通)

##### (13 学校施設開放について)

生涯学習課

企画推進グループ 貝戸、比留間

電話 (045)210-8342 (直通)

新型コロナウイルス発生時の対応例

